

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

四国中央市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になります

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	R1.9.30～R2.9.29（1年間）
H11.4.1～H15.3.31	R1.9.30～R3.9.29（2年間）
H15.4.1～H19.3.31	R1.9.30～R4.9.29（3年間）
H19.4.1～H25.3.31	R1.9.30～R5.9.29（4年間）
H25.4.1～R1.9.30	R1.9.30～R6.9.29（5年間）

更新手続きについては、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書
（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状等）
省令第18条に準拠
- ・指定更新手数料

指定更新の要件は新規指定と同様となります

給水装置主任技術者の選任
給水装置工事を行うための機械器具の
名称、性能及び数
水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新申請についてのお問い合わせは
水道局給水整備課 TEL：0896-28-6454